

広島市特定医療費（指定難病）助成に係る臨床調査個人票オンライン化 環境整備補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、広島市特定医療費（指定難病）助成に係る指定医の勤務する医療機関が実施する臨床調査個人票オンライン化環境整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定医 難病患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号及び同項第2号に規定する医師
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所
- (3) 臨床調査個人票オンライン化環境整備 難病特別対策推進事業実施要綱（平成10年4月9日健医発第635号）に基づき指定医の勤務する医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン化に必要な備品の購入、インターネット環境の整備、業務システムの改修等

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる医療機関は、本市の指定する指定医が勤務する医療機関とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、臨床調査個人票オンライン化環境整備に係る経費のうち、市長が適当と認めるものとする。ただし、本市又は他の地方公共団体による同様の趣旨の補助金の交付を受ける場合は補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、1医療機関当たり10万円と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た額を上限とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、指定期日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の見積書その他これに相当する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助金の交付には、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収書等の証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告すること。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならないこと。

(交付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定により申請書等が提出されたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(変更の承認等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了するまでの間に申請の内容に著しい変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、遅滞なく、計画変更（中止）申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業完了後、その完了の日から40日を経過する日又は補助金交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第6号）
 - (2) 領収書その他これに相当する書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める領収証書等については、次の事項が記載されていること。
- (1) 事業者の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額
 - (4) 領収額の内訳
 - (5) 領収日

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者について、規則第18条第1項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、また、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(委任規定)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。